

# 令和6年度 東根市立第一中学校 部活動方針

## 1 基本方針

- (1) **生徒の自主的、自発的な参加**により行われるものであることから、**任意加入制**とする。
- (2) スポーツや文化等に親しむことを通して、バランスのとれた**心身の成長**と、豊かな**生涯スポーツ**あるいは**生涯学習を実現**するための**資質・能力の育成**を図る。
- (3) 部活動内容の効率化・効果化と、**体罰・ハラスメントの根絶**など、適正な指導体制を構築し、生徒の自主的な自発的な参加を大切にする。
- (4) 学校全体として、土日・休日・祝日の「休日部活動」の**令和8年度地域移行を視野**に入れた、適正な教育計画を構築する。
- (5) これからの部活動の在り方について、保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組み、連携・協働して、**持続可能なスポーツ・文化芸術環境**をつくる。

## 2 休養日及び活動時間等

### (1) 休養日

① 平日 週**2日以上**とする。

② 土・日曜日 **原則、両日休養日**とする。

※令和6年度は**月2回**以上、7年度は**月3回**以上、休養日とし、令和8年度より**両日完全休養日**とする。

③ 休日・祝日 原則、休養日とする。 ⇨ **令和8年度より完全休養日**とする。

④ 長期休業中 連続した休養日を設定する。

### (2) 活動時間

① 平日 2時間以内とする。

② 土・日曜日等 3時間程度とする。

(3) 始業前の活動 行わない。

### (4) その他

① 定期テスト前においては、校長が定めた適切な期間は部活動休止とする。

② 練習試合や合同発表会、講習会等も上記で定めた活動時間を超えないように配慮する。ただし、競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、部活動顧問は、予定される超過時間分の休養を設ける。

③ 競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、季節等により、どうしても回避できない活動等の繁忙期がある場合は、活動を休止する時期を設定するなど、年間で活動時間を調整する。その場合も、部活動顧問は、活動内容や活動時間が過度にならないように計画し、校長の承認を得る。

### 3 月別活動計画及び活動実績

- (1) 部活動顧問は、上記「2 部活動の休養日及び活動時間について」の規定に基づき、前月に適切な月別活動計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は、変更に見合った休養予定を設定し、校長の許可を得る。
- (2) 部活動顧問は、月末に月別活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を評価する。

### 4 学校管理下外の生徒の活動

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している場合は、部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握し、校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、その保護者及び部員には、必要があれば、校長の判断のもと部活動内容や活動時間について指導・助言を行う。
- (2) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ(文化系のクラブも含む)」(特にスポ少等)の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動(参加メンバーのほとんどが部員等)を行っている実態を把握した場合には、生徒への過度な負担を避けるため、学校の部活動と地域のクラブ等の活動日・活動時間が過度なものにならないよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

### 5 大会、発表会、コンクール等への参加、県外遠征等の参加

- (1) 部活動顧問は、学校の代表として部あるいは部員を大会、発表会、コンクール等や県外遠征等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る。大会の主催者によらず全て許可を得る。
- (2) 県外遠征等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、教育委員会の承認を得る。合宿については、実施地が県内外にかかわらず、同様の手続きを行う。
- (3) 担当教員は、学校管理下外における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その把握を行う。担当教員は、保護者に対し、学校管理下外における大会等への参加にあたっては、事前に担当教員へ報告するよう理解と協力を求める。

### 6 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携

- (1) 部活動運営委員会を設置し、委員に部活動方針を説明し、保護者、生徒、部活動関係者及び地域の理解と協力を得る。
- (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。
- (3) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、部活動顧問は、その用途について把握し、各校の方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者の理解と協力を得る。

上記以外の事項については、東根市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日	2019年4月	1日
一部改訂	2023年4月	1日
一部改訂	2024年5月	10日